

特集「意思実現支援」



社会福祉法人友愛学園

広報誌 VOL. 48

発行日 令和7年1月15日

発行人 社会福祉法人 友愛学園

〒198-0001 東京都青梅市成木 2-107

電話 0428-74-5453

FAX 0428-74-6906

<https://www.yuaigaku.or.jp/>

心によりそうということ

理事長 河津英彦

2024年は世界の大統領など約半数が改選を迎える選挙イヤーだったが、11月5日のアメリカ大統領選挙で幕を閉じたようである。直後の11月8日、朝日新聞「かたえくぼ」欄には「単なる偶然？」と題して「Dodgers DeNA Donald 3Dの勝利」という投稿が載った。10月後半からマスコミの報道は過熱していた。友愛学園祭は11月3日。2日前までの天気予報を翻して晴天となった。コロナ禍を過ぎて5年ぶりの本格実施は盛会のうちに終えることができた。

さて、本号の特集テーマは第46号でふれた「子どもの意見表明」の続きとして、成人を含めた施設内支援に標準を定め、利用者の「意思実現支援」とした。認知症の人たちへの支援は「意思形成支援→意思表明支援→意思実現支援」という段階を踏む。厚生労働省はガイドラインを示しており、社会的養護の世界でもこの方法を応用しようという動きがある。

子どもの意見表明権を含む「子どもの権利条約」が国連で採択されたのは1989年である。旧ソビエト連邦が解体に向かい、ベルリンの壁

が崩壊した直後の11月20日であった。この年の1月に我が国の元号も平成に変わった。バブル崩壊前の日本経済は強く、希望に満ちていた時代である。

しかしながら、子どもの権利条約を我が国が批准したのは5年後の1994年であり「措置の各段階で子どもが意見表明する機会を確保すること」と具体的な行為に踏み込んで児童福祉法を改正したのは2023年である。本年4月の施行までに30年を要している。

子どもの権利条約における「意見表明権」という言葉は日本政府訳であり、元の英文で「意見」に当たる言葉はviewsである。言葉で表現する意見のopinionsより広い概念であり、どんな子どもも自分のviewsを創り出すことができるという文脈で表現されている。「ものの見方や考え方が年齢や成熟の度合いにふさわしく保障されなくてはならない」とされており、日本語では「見解」や「意向」がふさわしいとも言われている。それでもまだ言葉にとらわれており、乳児や重度の障害児を想定すれば、「気持ち」の方がしっくりするのではないかと思える。

そのうえで「意思実現支援」と言う目標には具体性があり、「自立支援計画」や「個別支援計画」策定に

も実用的と考えたのである。

友愛学園の広報部会では、意見表明では固いと「利用者の心によりそう」を当初のテーマ案としていた。今になり、考えを整理していると「心によりそう」ことが意思実現支援に欠かせないことに思い至る。

人の心を直接、見ることはできない。しかし、身体全体の表現を感じとることはできる。職員が利用者の動きに耳をすまして感じるとき、利用者もまた職員を感じとっている。職員の行動を専門用語で表せば「関与的観察」になり「共感的理解」とすれば、前号で触れた「エンパシー」になる。その基本は「相互理解」である。

滝川一廣は、津久井やまゆり園事件に関して「私たちのところは『相互性のなか』から立ち現われ『相互性のなか』にこそ存在する。『こいつにこころはない』と思えば……相手にこころはなくなる。同時にそう思うこちらにも『こころ』はなくなるのである」と事件を分析し、また「喜怒哀楽を一切もたずコトバとリクツだけで成り立つ『こころ』が想像できようか」と理性（知性）よりも情動が心の土台であり、本質であると語っている（子どもとあゆむ精神医学）滝川一廣、日本評論社）。心によりそう支援を続けていくことを忘れてはならない。

意思決定と意見表明

事務局長 内山 敏

児童福祉の分野では、令和4年6月の児童福祉法等の一部改正により、都道府県レベルで児童相談所が関わる子供の権利擁護に係る環境の整備や、意見表明等を支援する体制の整備に務めることが規定された。

東京都においては、東京都児童福祉審議会に専門部会が設けられ、子供の意見・意向表明や権利擁護に向けて必要な環境整備を進めるための方策について検討を行い、「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケート）の在り方について」提言を行った。

専門部会は、令和3年12月23日から令和4年12月22日まで計7回開催され、令和5年1月12日の東京都児童福祉審議会第3回本委員会で提言案の承認がされた。私も障害児支援に関わる者の立場で専門部会の臨時委員として参画させていただいた。

第2回専門部会で社会的養護関係者へのヒアリングが行われ、児童養護施設退所者（ケアリーバー）から話を聞くことができた。その中の一人が、田中れいかさんという20代半ばの女性で一般社団法人の代表理事の方だった。7歳から18歳までの11年間、児童養護施設で生活をしてきたとのことだったが、彼女の話の中で印象に残っている言葉がいくつかある。

「母親と暮らしたい」と伝えてい

たが、繰り返し話をして叶わない。その叶わないという経験の積み重ねで「言っても仕方がない」となってきた。そして、諦めてしまっていた。「帰れない」ということについて、その理由をきちんと話してもらえない。「できないことが現実であったとしても『実現できないこと』に寄り添ってほしい」と話された。そして、自分が話をしたと思ったきっかけとして自分にあった方法を考えてくれた職員がいた。それは、交換ノートで戻してくれる方法だった。自分の意見を言う。それは、「心の扉を開けること」。その扉の鍵は子ども側しかない。開けられるのは子どもだけだ。これは、令和4年5月26日のことになる。

令和5年8月10日発行の広報誌VOL.44の巻頭で理事長が「心の扉」と題して、都立誠明学園時代に研修で北海道家庭学校長の谷先生を招いて講演を行い、その中で「心の扉」と言う話を聞いたと書かれている。1984（昭和59）年10月29日のこと。真に彼女が話しをしたその「心の扉」の本来本元の話になる。誠明学園は児童自立支援施設だが、彼女の話からは、児童養護施設では、長きにわたり、ずっとこの話が職員や子どもたちに途切れることなくされてきているのではないかと想像させられる偶然的つながりである。

さて、障害福祉の分野では、2014（平成26）年1月、日本は、障害者権利条約を批准した。その障害

者権利条約の内容がほぼ固まった2006（平成18）年8月、国連の特別委員会で当時の世界盲人連合会会長キキ・ノルドストローム氏が語ったスピーチの「説がNothing about us Without us」が「私たち抜きに私たちのことをきめないで」である。この言葉が、障害者の共通の想いを示す象徴的な言葉として、障害福祉に関わる私たちに重く投げかけられてきている。

日本の批准から遡ること3年前の2011（平成23）年2月には、当法人も加盟するNPO法人東京都発達障害支援協会が、国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会に「知的障害者等の意思決定支援制度化への提言」を、委員を通して資料提出している。

障害者権利条約では、とりわけ第12条が取り上げられるが、ここでは「障害者を法的能力によって差別することを禁止する」とともに、「『代行的意思決定』を廃止し、本人に不足する判断能力を意思決定支援により補い、本人が法的能力を行使できるようにする『支援付き意思決定』に転換する」よう求めている。

制度的なことに關しては、成年後見制度が取り上げられてきているが、私たちは、利用者の日常生活における支援の中でどのように具体的な取り組みをしていくのかということになる。

その中でも取り分け、言語による意思表出が困難な重度、最重度とい

われる知的障害のある人たちの意思をどう汲み取っていくのか。彼等は、周囲の人たちに対して自分の想いを伝えていないわけではない。表情、仕草、目の動き、指さしなど、非言語による表出で伝えてきている。関わる者がそれをどれだけ敏感に感じ取れるかである。そのためには、観察力がとても大事になる。これは、日々の営みの中での「これがしたい」「あれはしたくない」といった日常的な支援におけるものである。これとは別に、何処で生活したいかといった事柄はとても大きな問題で、当人が「何処」を具体的にイメージでき、そこでの生活が当人の想い描いているものと合致しているのか。実際に体験をして、今の生活と比較するという過程を経て、関わる者は当人の意思確認を表情や態度などから汲み取っていくことになる。その体験も最低限異なる複数の場所で行わないと選択することすらできない。

施設入所支援では、令和8年度から、入所者に対してこの確認が義務化される。児童の入所施設では毎年、高校3年生がその岐路に立たされ、職員は選択肢のない現実と直面している。

先の彼女が言った「できないことが現実であったとしても『実現できないこと』に寄り添ってほしい」という言葉に向き合っていくことが求められる。

入所施設における

意思表出支援とは

〓 日々のかかわりを振り返る〓
 成人部主任・サービスマネジメント責任者
 久保田貞男

入所施設である友愛学園成人部の利用者の平均年齢は47歳（最高齢76歳・最低年齢17歳）、平均の障害支援区分は5.75となっている。また、年々人数は減っているが、成人部が開所した昭和44年に入所し、55年間生活している利用者が現時点で9名いる。

友愛学園成人部は、障害が重度で、多くの高齢の利用者が生活している施設である。そんな日々の生活の中で利用者の意思表出を支援し、意思表出が難しい場合は、支援者が本人の想いを想像し、確認をしながら支援を行っている。支援者の考えや思いで一方的な支援にならないように意識することは、重要な意味を持っていると感じている。

意思表出をする、選択をするためには情報が必要であり、情報を理解する力も必要である。また、経験を通じて、意思表出や選択ができるようになることもある。しかし、重度の知的障害者にはこれらのことがなかなか難しい。また、利用者本人が意思表出や選択をする前に、ご家族や職員の意味や環境が働いていることも忘れてはいけないことだと考える。生活を支える私たち支援員は、利

用者が興味を持つであろうことや生活していく中での選択の機会を保障し、わかりやすく、理解できるように工夫して伝えることが大切である。利用者の意思表出、選択する機会は職員の支援のうえで成り立っていることも多いであろう。

利用者と職員の信頼関係があるからこそ、利用者は安心して意思表出ができるのであり、そのような環境を整えることが施設に求められている大切な役割の一つであると思う。そのためには職員個々が想像力を駆使して、支援を考え、組み立てる力を持つ必要がある。

話は変わるが、令和6年度の報酬改定で、施設入所している利用者に地域移行、施設外日中活動サービスの意向確認と意向確認担当者の選任が明記され、令和8年度から義務化されることとなった。障害福祉サービスの利用にあたっては、相談支援事業所がサービスマネジメント等利用計画を作成する際に本人の意向を確認している。その意向を反映させてサービスマネジメント等利用計画が作成され、その内容を踏まえて事業所の個別支援計画が作成される。そう考えたときに、入所施設が改めて意向確認をするということはどういうことなのか。根本的に相談支援事業所の存在というものが、こと入所施設の利用者にとってどういう位置づけになるのか。意向確認をすることはよいことではあるが、疑問は消えない。

考えのヒントになる絵カード

はあとびあ原宿
 さくらユニット 横山 有花

利用者の意思確認について、入所部門の工夫を紹介します。

まず、日用品購入に関して思いの強い利用者。この方は文字でもコミュニケーションを図ることができず。ストックを持つことが心の安定につながるためスタッフ間で話し合い、日曜日を自身のおやつ購入に加えて日用品のストックを購入する日にする支援を行うことにしました。よりご本人の意思表明に役立つよう絵カードを選んでもらい、買い物に行くことにしています。



二人目は、発語はあるが「うん」や「ふん」などのみで会話が難しい利用者。予定の組み立てが難しく見通しの立たないことにイライラすることや混乱が生じてしまいます。絵カードを使用することで何を買いだいか、何をしたいか、意思表明してもらっています。



三人目は、会話は可能であるがご本人の話していることと、実際の思っていることが繋がっていない利用者。イレギュラーなことが苦手であるため事前にイラストと文字を使用して何を食いたいかなを選んでもらい、ご本人の意思決定の補助となるように使用しています。また職員を替ええて何回か尋ねています。当日はご本人が選んだものを一緒に買いに行くことができ、ご本人の笑顔も見られました。



か・買い物がいいのか・ゲームがいいのか選んでもらえるようにコミュニケーションカードを作成しました。

意思決定は関係性の中から
醸成される

青梅福祉作業所

所長 福田和弘

プリンがいいか、ゼリーがいいか……。給食のデザートを選ぶ場面です。自分で選んだはずなのにテーブルに着くとほかの人のものを見て後悔している人がいます。このようにほほえましい意思決定場面もありますが、人生を大きく左右する意思決定もあります。

学校を卒業後すぐに就職したものの、一週間でつまづいてしまった人がいました。児童施設出身のために卒業後にグループホーム（以下GH）に移住したため支援スタッフにもなじめていません。徐々に会社に行かなくなり自室に閉じこもり気味で気持ちもずさんで、声を荒げることもあったので青梅福祉作業所（以下青梅福作）に相談があり就労移行支援で迎えました。「こんなところで働きたくない」荒れた気持ちからのスタートです。「知り合いの人から生活保護の利用を勧められた」とも言っていました。作業所の中でも仕事に身が入らず、スタッフの言葉に反発して青梅福作を飛び出してGHに帰ってしまったことが何度もありました。

この人は本当に会社で働きたくないのでしょうか。どうやら、そうではなさそうです。複雑に絡み合った感情の網の奥にこの人に「就職したい」という意思が見え隠れしています。絡み合った感情の網は簡単にほぐせません。そもそも、誰も信用していませんし、自信を培う経験もありません。それでも利用開始から半年で企業実習からの就職という場にとどまらず着きました。しかし、実習三日目にしてリタイヤとなりました。後日、わざとそうしたと本人も謝っていました。

その後もいろいろなことを話し合っていて（趣味のことなどばかりですが）関係性を深めていき、わだかまりが取れてきたのが利用一年後となります。就労移行は二年間の有期限サービスですので、二年目にはいる直前にあらためて就職の気持ちを聞きました。もし、意欲がないのであれば、ほかの事業所を紹介するつもりでした。この人は、間髪入れずに「まだ頑張りしたい」と大きな声で言いました。もし、意欲があるならば提案する予定だった個別支援計画を本人に説明していききました。苦手としている場面も含んださまざまなミッションが組み込まれた計画だったので、挫折するだろうと見込んでいたのですが、メキメキ成長していきその半年後に就職することができました。

今は会社が休みの日だと青梅福作に立ち寄って趣味のことなどを話して楽しんでいきます。そして「ありがとう救ってくれて」と言いました。意思決定に向かい合ったその人の顔は穏やかな笑顔でした。

居場所の意思決定支援について

渋谷区くるるえびす

副施設長 安藤 健

意思決定支援については、様々な場面が想定されますが、渋谷区くるるえびす（以下くるる）の場合は日中の居場所の意思決定についてお話します。

生活介護事業所である、くるるの利用者の特徴として平均年齢が32歳と若い方が多い事業所です。20代の方も沢山いて、これから数十年も通所されることになります。

ただ、これからは生活介護に通所が決まったら、ずっと生活介護にしているのではなく、本人の意思や意欲があれば場所を変えていける、または状況に応じて居場所を変えられるように今より流動的になると思っています。くるるの利用者の方は、くるる利用前に就労にて過ごされてきた方も多く、地域の就労事業所とは積極的に関わりを作ってきました。それは、将来もし希望があれば就労事業所へ移行出来る環境作りを今から作っていく必要があると思ったからです。

意思決定支援について思うことは意思を決定するのにも、まず選択肢がなければ決定できないということだと思います。そして、利用者を取り巻く環境は選択肢が非常に限られています。私たちの仕事は如何にこの限られた選択肢を広げられるかであると思います。そんな中、以前から就労に興

味がある利用者があり、個別支援計画の面談時に、本人とご家族と共に意思確認を行いました。こちらから「今後、就Bに通所したいと思いませんか？」との質問に、本人は「はい」とハッキリと答えておりましたが、その理由や真意までは分かりません。ただ、ご家族からは友達が就労事業所に通所している中で、自分は、どうして就労には行けないのだろうと話していたとのことでした。以前から本人を見てきた相談事業所の相談員さんにも聞き取りしてみると本人の能力なら環境を整えることで可能ではとお話でした。本人、ご家族、そして関係者から聞き取りを続けていく中で、相談員さんが自宅近くの就労事業所を提案してくれました。くるるに通いながら週1の利用で様子を見ていくことになっています。

もしかしたら利用者の今後の人生を大きく変えるかもしれない意思決定について、私たちは適切なアセスメントを通して、その選択をベストな選択にするための準備や実施後の難しい場面のフォローについても、ある程度、想定しておく必要があると思っています。ある意味で当たり前のことですが、それが出来ていないという現実もあるということだと思います。

生活介護から就労への居場所の変更について意思決定したこの大いなるチャレンジについて、くるるとしても最大限にフォローしていきます。

子どもの意思表現を守るために

代々木の杜 平井眞琴

子どもが発達していく中で、意思を表現できるようになるのはいつなのか。産まれてすぐの赤ちゃんは不快を泣いて表現できる。しかし、不快を大人に伝える意図を持っているわけではない。泣くと大人が来て抱っこをしてくれたりミルクを飲ませてくれて快の状態になることができる。その繰り返しの中で「泣く」とは子どもの想いを表現し伝える手段になっていく。大人が赤ちゃんは不快を伝えようとしている、何かを大人に訴えているという思い込みを持って関わることで、ただの行為(action)は伝達意図を持った表現(gesture)になっていくのである。

子どもが自分の想いや意思を表明することができるとともに、それを受けとめる人への安心感や信頼が必須である。自分の表現を受けとめようと正面から向き合ってくれることが、安心感となり伝えようとする意欲を支える。子どもにも色々な想いや感情や意思がある、ただ上手く伝えられないだけなのだという思いで、子どもの行為(視線や表情や声、行動など)に意味を見つけていくのが私たち支援者の仕事。そして子どもが表現できる手段を見つげるために、子どもの発達や特性をきちんと評価しなければならぬ。その上で、こ

なり得るのかを探し出すことはとても重要な支援者の仕事である。

同時に、多くの選択肢の中から「自分で決めて選ぶ」経験を重ねて行くこともとても大切である。「選ぶ」という行動は相手に「これがいいです」という意思をはっきり伝えることである。子どもの発達の中で、選んで相手に示せるようになるためには、相手からの働きかけに応える姿勢ができていないとむずかしい。キャッチボールのような大人とのやりとりを楽しむ中で「選択」の基本は育っていく。子どもに集団や社会のルールを小さな時から教えていくことは、大人の大切な役割である。



しかし、ルールから外れるような子どもの日々の言動や訴えも、否定されたり修正される前に、その想いが受け止めてもらえるようにと願っている。傲慢ともいえるくらい、幼児期の自己表現への自信は、大人になったときに必ず意思表明や自立の力となっていくと思う。

児童の思いをつなぐ

児童部施設長 石川 淳

今年度子ども家庭庁となって初めての報酬改定がありました。

今回の改定では、新たな加算や運営基準の変更があった中で、私が特にポイントとして注目したのが、「支援における子どもの最善の利益の保障」を運営基準において支援を進めるといったことです。あらまは、「障害児入所施設は、児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、児童や保護者の意思をできる限り尊重する」ということ、そして「年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう支援の検討をする」といったことです。

したがって、個別支援計画の作成にあたっては、前述の事項を考慮しなければならぬこととされています。

俗に「意思決定支援」という言い方をしますが、児童は「意見表明」という言い方をあえて国はしていません。自分で決定した意思に責任を持つだけの能力や経験はないですし、保護者や社会の支えを受けながら自己実現をしていくことが必要なことだからです。すなわち、子どもの思いを周りの大人や支援者がどうくみ取り、本人の成長に繋げるかということだと理解しています。

施設であっても生活を送るのは児童

童自身であり、生活や将来を自分で決めることが出来て当然なことです。

これまでも児童部では、取り組みとして、自分の意見や考えを言える場を設け、将来に繋げることを行ってきました。その中のいくつかを紹介しますと、個別支援計画の作成にあたっては、原案を作成する前に担当職員が児童と面談をおこない、児童が頑張りたいことや将来の希望などを聞く機会を設けています。個別支援計画書の冒頭は、「本人の意向」から始まります。

定期的に利用者会議が開催され、自分たちでルールや過ごし方、お手伝いの順番などを決めることをしています。行事などのイベントの際には、利用者間で、プログラムや内容を決める時間もあります。

また、支援員には言いづらいことや、距離感の関係で、顔色やうかがってしまいうようなことは、第三者委員や第三者評価事業を活用して、外部の方へ自分の思いや意見が言えるようなことも実践しています。思わぬ意見や思い、考えが聞かれ毎回、支援員は驚かされています。

振り返れば、施設都合や指導的立場で児童の生活を決めてきたことは、長らく施設で児童と関わってきた私自身も考え直すきっかけであったと共に主体的に児童が生活を送ることができ、将来の夢や生活が描けるように、そして実現できるよう改めて児童と関わっていききたいと思っています。

地域での意思決定の場を 振り返って

相談支援事業所おおぞら

大矢陽子

10月、青梅市では、基幹相談支援センターが、市役所内で発足しました。市内の相談支援事業所は、約一月毎に連絡会を開き、地域のニーズ整理や、各相談支援事業所での状況などを話し合っています。先日この連絡会でも「意思決定支援」を取り上げています。「意思決定」というと難しく感じますが、本来とても当たり前のことで、私たちは、普段何気なくしていることなのだと思います。例えば、「明日はこの時間に起きよう」とか「この髪型が好きだから、誰が何と言おうとスタイルは変えない」などもその一つです。それがなぜか、利用者や障害を抱えた人の支援となると、スムーズにいかない場合があります。

私が以前担当したケースの話です。難病を抱えながら、一人暮らしを続けていた方がいました。次第に病気が進行し、生活の場で、一人で出来ることが限られていきました。発語も難しくなり、入浴や排泄に関してはヘルパーさんを毎日と、週三回は訪問看護や訪問リハビリを利用していました。関わる支援者のほぼ全員が、このままの在宅生活に不安を感じ、「体の為にも、早くグループホームや施設入所を考えた方がいいの

では」と意見が出ました。青梅市は在宅サービス等が充分あるとは言いつつ、私がグループホームや施設入所等の利用希望を確認しても、その方は決して、首を縦に振りませんでした。「○○さん、グループホームの見学に行ってみない？」「やだ」——「入所施設を探してみますか？」——「やだ。それよりポケモンGOの」と会話が続きます。当時の支援者は、疑問を感じながら支援し、怪我をされる姿や、不自由な様子を見る度に、勝手に焦りを感じていました。結果、その方が在宅生活に拘った理由を知ったのは、その方が入院され支援を離れてからでした。その方は、途中で難病を発症し、進行が早く、当時の生活に一番不安を感じていたと思います。それでも在宅生活を望んだのは、「在宅生活を続けることが自分のスタイル・ポリシーだった」からでした。入所・入院生活となることで、一気に自分の病気を意識し、不安に押し潰されてしまうという思いがあったようです。当時の私は、その思いには気付くことなく、「こうするべきでは？より安心できるのでは？」という考えで支援していました。もしも、その方の「やだ」の背景にあるものや、思いに気付けたら、何か違う選択肢の提案や言葉かけができたように思うのです。

就労における意思実現支援

青梅市障害者就労支援センター

所長 白井秀明

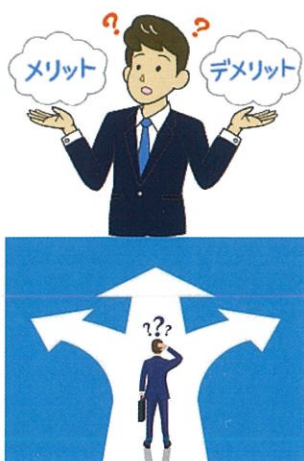
就労に向けて、一番大切なことはその仕事をしたいという強い気持ちです。社会の中では、様々な職種がありますが、一人一人希望する職種は違ってきます。中には、障害者雇用では難しいような職種を希望される方もいますが、夢や希望を持つことはとても良いことです。今の自分に何ができるのかを冷静に判断すること、その夢に近づいていくことでもあります。たとえ実現が難しかったとしても、そこまでのプロセスが大切で、いくつもの選択を繰り返した結果です。そこに至るまでの流れを一つ一つ丁寧に確認し、次への道に進んでいくことになります。

今の社会では、転職は珍しいものではなく、障害者雇用においても同様で、転職の理由も人それぞれです。ステップアップを目指しての転職であれば、目標があり前向きに進めていくことができますが、多くの転職希望者は、今の会社に何らかの不満を持ち転職を希望しています。後ろ向きの転職では、転職先でも同じような不満を持つことが多く、その後も離職や転職を繰り返してしまうケースも多くなります。相談を受けた際には、本人の意思をそのまま受け入れるのではなく、メリットやデメリットをしっかりと説明したうえで意

思を確認し、前向きな気持ちで進んでいけるようにしています。

全てのことが自分の意思通りに進んでいくことはまれなことです。時には自分の意思にそぐわない選択をすることもあります。その時には、最終的に自分で納得して決めていることが大切です。納得できないまま選択してしまうと、こんなはずではなかったと自分やほかの人を責めてしまうこともあります。そのようなことにならないように納得できるまで丁寧に説明しています。

センターに求める支援も人それぞれです。仕事や生活まで全てのことまで相談したい方もいれば、仕事の相談はしたいがプライベートの事には立ち入ってほしくない方、会社に言われて登録しただけで何も求めていない方など様々です。支援者は、普段の何気ない会話の中で、内容や表情やしぐさなどの細かな情報からニーズを把握しています。その一人一人のニーズをしっかりと把握することが、意思実現にもつながる大切な支援になります。



友愛学園祭

11月3日(祝)に第49回友愛学園祭が法人本部にて行われました。その週はずっと雨の予報が出ており心配していましたが、利用者をはじめとするみんなの願いが通じ、当日は朝から予報を覆し、見事な秋空のもと開催に至りました。



開会式では、河津理事長の開会挨拶の後、来賓の地元選出の森村都議会議員・成木二丁目野口自治会長に挨拶を頂戴しました。その後、内山事務局長による開会宣言によって盛大に開式しました。

毎年、一番の楽しみでもある正面の舞台では、児童部の児童が可愛いディズニーの音楽にのせたダンスを披露、成人部の利用者の勇ましい和太鼓が披露され、それぞれに練習の成果が発揮され、大いに会場が



盛り上がりました。

また、地域の福祉事業所の合唱団による歌や和太鼓演奏「武尊」など外部の団体の方々も舞台では来場者を巻き込んで演奏披露して頂き会場が一体感に包まれました。

もちろん多くの来場者が楽しみにしているのが模擬店です。ここでも、地域の福祉事業所にも出店して頂き、フランクフルトやサンドイッチ、クッキーやケーキなどが並びました。また、クレープや(えびせんべい)にたこやきを挟んだ「たこせん」など、珍しいフードなどを提供してくれるキッチンカーをお呼びし、来場者の目を引き、長蛇の列をつくって



学園祭

令和6年
11/3(祝)
10:45~14:00

いました。

あっという間の一日が過ぎ、昨年の開催にも増して地域の皆様やご家族をはじめとした多くの方々のご参加がありました。次年度はいよいよ節目の第50回開催となります。法人一同、次年度に向け新たな準備に取り掛かります。

はあとびあ祭

10月19日(土)に渋谷区障害者福祉センターはあとびあ原宿にて第15回はあとびあ祭が行われました。今年も晴天に恵まれました。開会式では、長谷部区長と丸山区議会議長からの挨拶の後、河津理事長の挨拶、平倉施設長の開会宣言で始まり



おなじみのアート体験やポニー乗馬体験に加えて、キッチンカーやゴスペルコンサートなど楽しい企画が増えました。

クッキーやコーヒーの販売、作品



販売や活動の写真展示などの他、渋谷区内の親の会や家族会のご協力、福祉事業所や、法人内の事業所の参加もいただきました。

館内のゲームコーナーや1階ロビーにも人が集い、2階駐車場にはテントを用意しました。地域の皆様や原宿を訪れた方々と、利用者やご家族、職員や関係者との交流が随所で見られました。

また一年を共に元気に過ごし、来年の今頃に、旧交を温めあうことが出来ますようにと願っています。



成人
報告

トントウフェスティバル

11月26、27日に埼玉県飯能市にあるムーミンバレーパークの園庭無料エリアで開催されたイベントに初めて参加しました。このイベントのテーマは「わいわい、ガヤガヤ、集まって、楽しむ」で、成人部の活動で作った物を展示販売したり、ワークショップで帽子を作成したりしました。来場者の方に利用者の皆様の表現活動を知っていただける機会になりました。

成人
報告

椅子の寄贈

ありがとうございます

成人部の保護者会が三月に解散となりその際、多大な寄付金をいただきました。どのように使うか検討した結果、利用者が食事や活動の際に使用する肘掛付きの椅子を購入させていただきました。大切に使用させていただきます。

成人
報告

つながる音楽会

東京都主催のこの音楽会は、障害のある方の実演芸術分野における発表の機会、多様な人々の交流、相互理解につなげることを目的とした事業で、一般公募で当選しました。成人部利用者の音楽活動の発表は、学園祭以外では初めてです。新宿区の都民ホールで約百名の来場者の前で、十分間の太鼓演奏を披露しました。いつもより美しいリズムと緊張気味の真剣な表情がとて輝いて見えました。

児童
報告

消防表彰

児童部では毎年、消防写真生会への参加や地域防災訓練への児童の参加等、行なってきた。この度、火災予防活動に対しての感謝状を東京消防庁より頂きました。

成人
案内

Fellow Art

ギャラリーの名称「Fellow（意味…なかま）「Art」は、誰もが障がいのあるなしで区別されることなく、同じ地平で認め合える豊かな関係性が築かれることを願って名づけたものです。斉藤勝己さんの初個展です。活動のなかで、楽しそうに描くカブト虫や鳥などのほか、心に浮かぶモチーフや言葉をじっくりと、画面いっぱい描いた作品をお楽しみください。

◆日程

11月27日(水)～2025年2月23日(日) 時間 9時～21時 休館日 12月23日(月)、12月29日(日)～1月3日(金)、1月27日(月) 料金 無料

◆会場

横浜市民ギャラリーあざみ野 2階 ラウンジ 主催 横浜市民ギャラリーあざみ野(公益財団法人横浜芸術文化振興財団)

成人
案内

青梅幼稚園のオリジナル食器

おうめ環境フェスタと一緒に活動している、青梅幼稚園の横山園長と一緒に園児用の食器をつくりました。この園では、青梅市成木の山に園児たちが行き自然体験をしています。日中活動で作られた「自然な表現に心打たれた」とオリジナル食器をつくる運びになりました。使いやすさを追求した3つに分かれたプレートを考案しました。食洗器にも耐えられる仕様になっています。日中活動では、久下さんを中心に70個をみんなで作りました。園児が楽しく食事をする姿を思い浮かべます。サイン入りプレート販売中です。

編集後記

先日、高校生を中心とした若者の間に、あえてデジタルカメラを持つことが流行しているとの情報番組が放送されていました。今や、画質や機能もデジタルカメラよりも携帯電話の方が上で、携帯電話1台でなんでも済む便利な日常にあります。が、「デジタルカメラで撮るとレトロ感が出る」と、古さや面倒さをあえて楽しむ時代のようにもあります。